

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

厚生労働省保険局  
医療介護連携政策課長 山下 護 殿

埼玉県保険医協会  
理事長 山崎 利彦

## 新型コロナウイルス感染症への対応を最優先とすべく、 「オンライン資格確認等システム」のカードリーダー申請機関に 導入時期が“2023年まで任意”であること等を周知ください

貴職におかれましては、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認等システム（マイナンバーカードの保険証化）の導入に向けて、日夜、ご尽力されていることと承知しております。7月9日に開かれた説明会において当面の期間を「集中導入期間」として、カードリーダーを申請している医療機関・薬局を中心にシステムの運用開始が呼び掛けられ、10月迄に多くの機関から参加がされるよう案内がされているところで

す。

言うまでもありませんが、新型コロナウイルス感染症が空前の規模で感染拡大中であり、医療機関における最優先課題は患者への対応、ワクチン接種の進展、自宅療養者への対応などです。貴省の立場も同様のはずであります。この渦中においてオンライン資格確認等システムの導入を新型コロナへの対応に優先させる道理はありません。

しかしながら、貴職からの案内がわかりづらく、カードリーダーを申請している医療機関の中では「10月には、マイナンバーカードで受診をした患者には対応しなければならぬ」と受け止めているところが少なくありません。

そもそもは、3月からの本格稼働を延期した際に、「プレ運用」の機関を引き続き募集していくとし、本格稼働の時期などを明言してこなかったことにより、システムの開始時期が不明瞭になってきていることが問題です。カードリーダーを申請した医療機関において、マイナンバーカードを持参した患者にいつから対応すべきなのかという、重要事項を明快に説明、周知されているものをみかけません。タレントを起用して、頻繁にマイナンバーカードを保険証として利用できると宣伝していた3月頃と対称的です。

カードリーダーを申請した医療機関でも、10月からマイナンバーカードを持参している患者に対応をしなくともよいことを、貴職の責任において周知案内をすべきです。カードリーダーの申請機関は補助金を受けられる前提で申請をしており、そのことからすると、2023年3月迄にマイナンバーカードを持参した患者に対応すればよいこととなります。それまでの期間においては、新型コロナウイルス感染症への対応などに全力が注げるような環境をつくることこそ貴省に求められています。また、公正なアナウンスや周知を行うことこそが、貴職が進めているシステム導入に対して、より多くの信頼が集まるものと思われま

す。

導入スケジュールは新型コロナウイルス感染症が生じる以前のものです。今般の災害時対応と同様の事態に即したスケジュール修正をいただけますよう重ねてお願い申し上げます。

### 記

- 1 カードリーダー申請機関における、オンライン資格確認等システムへの参加時期は2023年3月迄、各医療機関の任意でよいことを、医療業界に周知してください。
- 1 国民や患者に対して、医療機関のオンライン資格確認システムへの参加時期は2023年3月迄は任意に設定されていることを周知案内してください。
- 1 プレ運用期間やこれまでの運用実績において生じた教訓事例や医療機関において生じた不具合やエラー事例などについては、広く公開し、これから導入を検討する医療機関の判断材料、参考材料にできるよう、公開して広く周知してください。

以上